

## 2. 原子力委員会

原子力委員会は、「原子力基本法」並びに「原子力委員会設置法」（当時）に基づき、原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的運営を図る目的をもって、1956年1月1日、総理府に設置されました（国家行政組織法第8条に基づく審議会等）。国務大臣をもって充てられた委員長と4人の委員（両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。）から構成され、設置時は、正力松太郎委員長、石川一郎委員、湯川秀樹委員、藤岡由夫委員、有澤廣巳委員の5名でした。なお、同年5月に科学技術庁が設置され、それ以降、委員長は科学技術庁長官たる国務大臣をもって充てることとされました。

1974年の原子力船「むつ」問題を直接の契機として設けられた原子力行政懇談会の報告を参考とし、原子力行政体制の改革・強化を図るため1978年10月に原子力基本法等の改正が施行されました。この改正により、推進と規制の機能が分割され、複数の省庁にまたがる規制を一貫化し、責任体制の明確化が図られました。同時に、従来の原子力委員会が有していた安全の確保に関する機能を分離して、新たに安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定する原子力安全委員会が設置され、行政庁の行う審査に対しダブルチェックを行うこととする等、規制体制の整備充実が図られました。

また、2001年1月の中央省庁等改革により、原子力委員会は内閣府に設置されました。同時に、それまで科学技術庁長官たる国務大臣をもって充てられていた原子力委員会委員長については、委員と同様に両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することとされ、学識経験者が委員長に就任することとなりました。

さらに、2011年3月に発生した東電福島第一原発事故を踏まえ、安全規制体制が見直され、原子力利用における安全の確保について独立性の高い原子力規制委員会が設置され、原子力委員会が担ってきた一部の事務が原子力規制委員会に移管されました。さらに、東電福島第一原発事故により原子力を巡る環境が大きく変化したことを踏まえ、2013年6月に原子力委員会の在り方の見直しのための有識者会議が設置され、同会議にて「原子力委員会の在り方見直しについて」（2013年12月、原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議）の報告書が取りまとめられました。この報告を踏まえ、2014年12月には、原子力委員会の所掌事務について、原子力利用に関する政策の重要事項に重点化することとし、形骸化している事務を廃止・縮小する等の所要の処置を講じた、原子力委員会設置法の一部を改正する法律が施行され、委員長及び委員2名から構成される新しい体制での原子力委員会が発足しました。

## (1) 原子力委員会委員の紹介（2018年2月末時点）

|                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | <p>原子力委員会委員長 岡 芳明（2014.4～）<br/>（元早稲田大学理工学術院特任教授）</p> <p>モットーはたゆまぬ努力です。東電福島事故の痛切な教訓を生かし、原子力エネルギーと放射線の利用に関する国の施策を計画的に遂行するため、国民と相互理解を図りつつ、原子力政策を企画し、実行いたします。</p>                                                    |
|   | <p>原子力委員会委員 佐野 利男（2017.12～）<br/>（元軍縮会議日本政府代表部特命全権大使）</p> <p>東電福島の前記事故後の安全性確保、地球温暖化に対するパリ協定の実施、電力自由化後の市場に於る競争など原子力発電をめぐる環境が激変する中、国民の理解を得つつ、国際核不拡散問題や核セキュリティ問題に貢献する形で我が国に於る原子力の平和利用を如何に確保していくことが大きな課題と考えております。</p> |
|  | <p>原子力委員会委員 中西 友子（2014.3～）<br/>（東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授）</p> <p>長年、放射線や放射性物質をツールとして研究をしてきました。特に最近、放射性物質を用いた植物の生育メカニズムを解析する研究に注力しています。その関係で福島における農業問題の研究も行っています。臆測によらず、可能な限り科学的な立場から考えていきたいと思っています。</p>              |

## (2) 専門部会等

（2018年2月末時点）

| 名 称           | 設置年月日     | 審議事項                                                               |
|---------------|-----------|--------------------------------------------------------------------|
| 原子力損害賠償制度専門部会 | 2015.5.13 | 1. 原子力損害賠償に係る制度の在り方<br>2. 被害者救済手続きの在り方<br>3. その他原子力損害賠償制度の見直しに係る事項 |
| 放射性廃棄物専門部会    | 2016.5.17 | 1. 特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画の改定及び関係行政機関等の活動状況に係る評価<br>2. その他             |